日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

日向学院高等学校

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会(部長会)に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

(2) 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること(社会的養護を必要とする生徒等(注) は③に該当すること)

① 以下のいずれかに該当する

ア:調査書における学習成績概評が「A」に該当する

イ:上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

② ア〜ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii) のいずれかに該当する

ア: 課外活動(部活動含む)に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ: 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

ウ: ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認め られる

(i):調査書における学習成績概評が概ね「B」に該当する

(ii):上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

③ 以下のいずれかに該当する

ア: 評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある

イ: 進学先での学修に対する意欲が認められる

(3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し(社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること)、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属 からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかも考慮する。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)
- ② 生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③ 以下(注)の施設等に入所していること(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる)こと)
 - (注) 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる)) 生徒等をいう。
 - ① 児童養護施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する施設)
 - ② 児童心理治療施設(同法第43条の2に規定する施設)
 - ③ 児童自立支援施設(同法第44条に規定する施設)
 - ④ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を営む者(同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者)
 - ⑤ 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) を営む者 (同法第6条の 3第8項に規定する事業を行う者)
 - ⑥ 里親(同法第6条の4に規定する者)